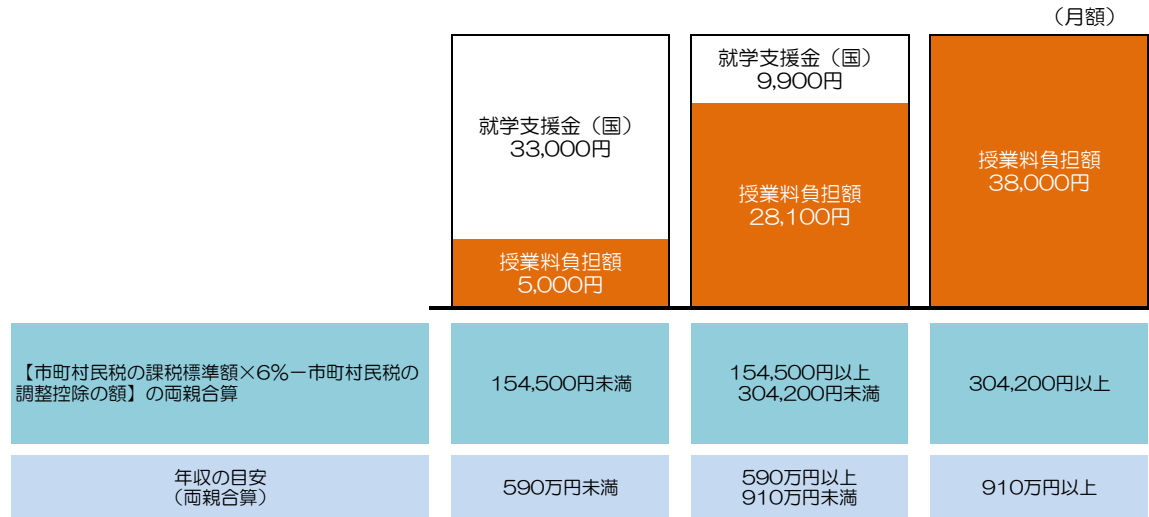


【高等学校】 国・県の学納金助成制度について

■就学支援金（国）

- ・・・保護者（親権者）等の【市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額】の合計が304,200円未満の世帯が対象です。保護者（親権者）等の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（両親合算）の金額によって助成額が変わります。助成を受けるには所定の手続きが必要です。



■入学金補助金（三重県）

- ・・・道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算（両親合算）が85,500円未満の世帯が対象です。入学金の1/2が助成されます。（私立高等学校入学金補助金）

■奨学給付金（三重県）

- ・・・生活保護世帯または非課税世帯が対象です。

生活保護世帯	52,600円（年額）	
非課税世帯 第1子	134,600円（年額）	
非課税世帯 第2子以降	152,000円（年額）	（高校生等奨学給付金[私立高校]）

■家計急変による授業料減免（三重県）

- ・・・失業、倒産等一定の要件を満たす事由（自己都合による退職や定められた期限の満了による離職等を除く）により、家計が急変し授業料の納付が困難になった場合は、授業料減免制度の対象となることがあります。

・上記は令和5年度の制度概要です。ただし変更または廃止になることがあります。
 ・ご不明な点がございましたら、暁学園会計課（TEL059-337-2345）までお問い合わせください。